

第26回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成25年10月25日（金）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成25年10月25日 9時28分から11時45分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田眞吉 5番 新垣 勉
- 6番 新垣 勇 7番 安里 健一
- 8番 比嘉 盛安 9番 外間 博則
- 10番 與那嶺正敏 11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

- 4番 新垣 直也

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案件

議案第101号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第102号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第104号 非農地証明について

報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第39号 農業委員会活動整理カードについて

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

主 事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

定刻ですので、これより第26回農業委員会会議（総会）を開会します。
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしでありますので、本日25日の1日限りに決定します。
議事録署名人の指名ですが、9番さんと10番さんになっておりますので、よろしくお願
いします。
それでは案件に入ります。議案第101号、102号、103号、104号まで、一括して事務局に説
明をお願いします。

事務局長

それでは1ページをお願いします。

（議案第101号を議案書をもとに朗読）

補足説明をいたします。

1番は、自営業をしている申請人が、自己所有地を資材置場として転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

続きまして3ページをお願いします。

(議案第102号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番は、借受人が、申請地を資材置場として利用するために、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

続きまして2番は、借受人が申請地を資材置場として利用するために、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。

申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄され山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積もおおむね妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま。

続きまして5ページのほう、お願いします。

(議案第103号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

1番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数が4台、農作業従事日数が240日、通作時間15分及び営農計画(作目 キビ)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で43aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま。

2番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数4台、農作業従事日数300日、通作時間10分及び営農計画(作目 キビ)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営

面積は合計で51 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

3番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数4台、農作業従事日数300日、通作時間10分及び営農計画（作目 八重山アオキ）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で35 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

4番は、譲受人が譲渡人より申請地の権利を取得するもので、5番は借受人が貸付人より申請地を賃貸借し、新規に農業を営営するものであります。

申請人が確保する農業機械等の保有台数2台、農作業従事日数150日、通作時間5分及び営農計画（作目 キビ）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で21 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

6番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数6台、農作業従事日数300日、通作時間5分及び営農計画（作目 オクラ）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で45 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

続きまして13ページ、お願いします。

（議案第104号を議案書をもとに朗読）

議案第104号について補足説明をいたします。

1番の非農地証明であります。申請地は20年以上前から宅地となっており、現在も宅地として使用されております。今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地または採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われま

以上で説明を終わります。

議長（会長）

提案理由の説明が終わりました。休憩をとり現場調査に向かいたいと思います。休憩いたします。

（ 現 地 調 査 ）

議長（会長）

再開いたします。

	<p>議案第101号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。11番。</p>
11番	<p>この申請人は職業を農業としているんですが、転用目的のこの露天資材置場というのはどういう関係の資材になりますかね？</p>
事務局長	<p>資材置場の事業計画書では資材の種類としては、パネル置き場と、あとトラックレーン、工事用車両ということで計画されております。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見をお願いします。6番、どうぞ。</p>
6番	<p>議案第101号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてでございますが、先ほど事務局より提案理由の説明を受け、休憩をとって現場調査もいたしましたところ、既に置かれていたものが片づけられている、前に勝手に置いていた資材が、先日に許可を受けた資材置場に移動されて誠意も見せておりますので、本員にとっては許可相当したいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第101号については許可相当と決めます。 続きまして、議案第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。2番。</p>
2番	<p>2番の案件ですが、転用目的が露天資材置場ということでありますが、結構面積が広くて、資材というのはどういう資材ですか？重機類とか、そういう感じのものですか？</p>
事務局長	<p>事業計画書では、まず型枠の資材整備場と職員用の駐車場。あとは型枠資材の置場ということで、一筆全面使用ということで計画されております。</p>
2番	<p>あの周辺の農道は結構狭いので、重機類とかそういうのが搬入されるのであれば、ちょっとその辺り、地域の迷惑にならないように。もう少し広い道であれば特に支障はないんですが、大型車両が道に入ってきたら一般車両が道の出口までバックさせられるような状況とか、そういうのが出る可能性もあるのではないかなという感じがあったので、その辺りの事が少し気になりました。以上です。</p> <p>「進行」の声あり</p>

議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。2番、どうぞ。</p>
2番	<p>議案第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。事務局から詳しく説明もあり、休憩をとり現場調査もいたしました。1番に対しては、特に何の問題もない。2番、こちらのほうは道路がちょっと狭くて、大型重機が来たら出入りはどうなのかなという感じで思っています。資材置場を使用する業者にもしっかりと、周辺の地域には迷惑がかからないようお願いしたいと思っています。よって1番、2番、本員は許可相当としたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第102号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。はい、7番。</p>
7番	<p>議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、事務局の十分な説明もあり、現場調査も行いました。1番から6番まで稼働人員及び下限面積も十分満たしております。よって本員は許可としたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第103号については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第104号 非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。質問等がありましたら、どうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。10番どうぞ。</p>
10番	<p>議案第104号 非農地証明交付申請の承認についてであります。1番、これは事務局から説明も受けて、休憩をとって現場調査をしたところなんです。ごらんになったとおり、</p>

	<p>学習塾として使用されております。議案書には20年以上となっておりますけれども、私の知る限りはずっと以前からじゃないかなと思っているんですけど、いずれにしても建物もかなりの長期間使われておりますし、周辺もほとんど宅地化されておりますし、議案書のこの備考欄によると、申請地は村役場がかなり前から宅地で課税をしておりますね。そういうことを考えますと、本員は申請のとおり承認したいと思っております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第104号については非農地として承認いたします。続きまして報告第38号、39号について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは報告第38号についてご説明いたします。</p> <p>（報告第38号を朗読する前に以下を説明）</p> <p>市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が5件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p> <p>続きまして17ページ、報告第39号。</p> <p>（説明後議案書をもとに朗読）</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>カードの内容につきましては、これは例年、今の月ぐらいですかね。県農業会議のほうに報告して、向こうのホームページに掲載してもらいます。中身としましては目を通していただいて、村内の耕地面積とか総農家数、あとは権利移動等の件数等、その辺りの情報を一般に開示しまして周知、一般の村民の皆さんにも周知を図っていくということで、そういうことを行っています。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。何か聞きたいことがありましたらどうぞ。</p> <p>以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。</p> <p>第26回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 11時45分</p>

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 新垣 秀 則

議事録署名人

9番委員 外間 博 則

議事録署名人

10番委員 與那嶺 正 敏